

日本共産党の谷藤利子です。大きなテーマごとに完結させていく一問一答方式で初めて質問をいたします。なお、時間配分の関係で大きな項目の3点目と4点目の順序を入れかえて質問させていただきます。簡潔でわかりやすいご答弁を、よろしくお願ひしたいと思います。

まず大きな1点目の第二東京湾岸道路建設促進の要望書提出について伺います。

新聞報道によりますと、ことしの7月24日と25日、浦安市、市川市から市原市までの東京湾岸6市による第二東京湾岸道路建設促進協議会が建設促進に関する要望書を国土交通省や国会議員に提出したとありました。そこで伺います。

(1)、今なぜ建設促進の要望書を提出したのか、道路建設の必要性、緊急性についての認識を簡潔にお聞かせください。

(2)、第二湾岸道路用地は、地上部分はほぼ確保されていると言えます。問題は、市川沖の東京湾三番瀬の真上を通すのか、ほかに方法があるのか、環境との整合性がとれるのか、などではないでしょうか。市川市としては、三番瀬への影響をどう認識をして促進の要望をしたのか、お聞かせください。よろしくお願ひします。

道路交通部長。

第二東京湾岸道路に関しますご質問にお答えをいたします。

初めに、概要をご説明させていただきます。第二東京湾岸道路は、東京都大田区から千葉県市原市に至ります延長約50kmの道路でございます。首都圏の3環状9放射の自動車専用道路ネットワークの一翼を担うという道路でございます。平成6年12月に国より地域高規格道路の候補路線に指定をされた道路となっております。このような位置づけにございます第二東京湾岸道路につきましては、広域的な行政課題という位置づけでございますので、平成7年5月に市川市を含めました県内関係6市、浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市になりますけれども、この各市によります第二東京湾岸道路の早期実現に向けた国及び関係機関への要望活動

等を行うことを目的とした第二東京湾岸道路建設促進協議会を設立しております。今年度は、ただいまお話もございましたように7月24日、25日、この2日間にわたりまして国土交通省、それから県内選出の衆参議員、それから首都高速道路関東地方整備局千葉国道事務所等に要望活動を実施したところでございます。

この要望書の主な内容でございますけれども、本道路の早期実現のためにということで、1点目といたしましては、道路財源の見直しに当たっては、地域活性化や安全・安心な地域づくりのための道路整備を確実に推進できるよう、道路財源を確保すること。2点目として、政府が唱える真に必要な道路に東京湾岸地域の交通渋滞を抜本的に解消し、都市の社会、経済活動の発展を支える第二東京湾岸道路を選定すること。3点目として、第二東京湾岸道路と千葉県の重要な財産である三番瀬の再生計画と調和のとれた計画を早期に策定することとなっております。

次に、道路の必要性、緊急性についてでございますけれども、第二東京湾岸道路は、首都圏の道路ネットワークの1つとして国が位置づけているということでございまして、本市にとりましても湾岸地域の慢性的な交通混雑の緩和を図るためにも、あるいは通過交通等を円滑に処理する上でも必要な道路であると考えております。また、現在の東京湾岸道路が事故あるいは工事などで通行どめに、あるいは車線規制等が発生した場合の代替ルートや災害時の救援物資等の輸送ルートとして機能を発揮することから、首都圏から見ましても安全性向上に寄与するというふうに考えているところでございます。

三番瀬の環境への影響についてでございますけれども、ご承知のように第二東京湾岸道路は市川二期埋立計画、京葉港二期埋立計画の埋立地内に計画をされておりましたけれども、平成13年9月の県議会におきまして埋立計画の白紙撤回が表明されております。このため、第二東京湾岸道路については、現在は具体的なルート、構造は未定という状況になっております。しかし、千葉県としましても湾岸地域の交通混雑の抜本的な解決を図るためにも必要な道路と考えておりまして、三番瀬再生計画と整合を図った計画の具体化に向けまして調査検討に着手するように国に働きかけているというところでもございます。また、関係6市で構成いたします、先ほど申し上げました建設促進協議会としましても、三番瀬の再生計画と調和のとれた計画の策定を要望しているというところでございます。 以上でございます。

谷藤議員。

それでは、再質問をさせていただきます。

県も国も市も、ネットワークの中で必要だ、渋滞解消に必要だというお話が今ありましたので、交通量について伺いたいと思います。千葉県資料によりますと、東京―千葉間の臨海部6路線、高速湾岸線、京葉道路、国道14号、国道357号、県道東京市川線、県道東京浦安線、この臨海部6路線の1日の交通容量は40万8,000台ということです。平成29年におおむね60万台になることを予測して、この第二湾岸道路を計画したということでございます。ところが、平成17年度の国土交通省の道路交通センサスによりますと、臨海部6路線の交通量が1997年は1日45万7,000台、2005年度は42万1,000台、3万6,000台減少している。このまま推移すると、予測している60万台どころか容量の40万8,000台、この中に収まるのではないかなというふうに私たちは考えています。この問題について、日本共産党の船橋市選出の丸山県会議員が三番瀬特別委員会で2年前ですけれども指摘しましたら、知事は、確かに交通量は減っているけれども総合的な判断が必要だという推進の立場は変わらないというご答弁。それから、国土交通省にも私も行って確認してまいりましたけれども、交通量は減っているけれども、この3環状9放射の首都圏道路ネットワーク、この中で必要性は変わらない、先ほどのご答弁のとおりおっしゃいました。

つまり、国も県も、交通量が大幅にふえる、渋滞するとして予測した交通量の根拠は崩れているけれども計画したのだから必要だというご答弁なんです、この交通量が減っているということについて市川市としてはどう認識しているのか。そして、ネットワークの中で計画されたのだから必要だという認識は、やっぱり市川市としても変わらないということなのか、この点を1点お聞かせください。

それから、三番瀬の環境との整合性についてですが、浦安の中で確保されている用地、それから船橋、千葉市に向けて確保されている用地、これを結ぼうとすると、千葉県ではいろいろルート案をこれまで調査の中で検討しておりますけれども、いずれのルートにしても、この猫実川河口域については通さざるを得ないと、地下以外はということになります。はっきりしています。だとすれば、この三番瀬の環境との整合性を図るということ自体がそもそも矛盾している、難し

いということだというふうに思うんですが、その点の認識をお聞かせください。

道路交通部長。

まず、交通量の減についてですが、ただいまお話もございましたけれども、平成 17 年度の交通センサスでは、平成 11 年度の数字と比べまして若干の減少があるということは私どもも承知をしております。しかし、現在の湾岸道路等で皆さんも体験されているように、決して渋滞が解決している状態でもない。それから、先ほども申し上げましたように、いろいろな機能の中のそういう意味でのネットワークということによる災害時の対応ということでも、こういう機能は必要だというふうに思っておりますので、私どもは今の段階で、まだ若干減ったからこの道路の目的は要らないんだということにはならないというふうに考えております。そういう意味では、先ほど最後にお話しいただきました建設計画の撤回についてどう考えているんだということにつきましては、やはり私どもも今の段階ではまだ必要であるというふうに考えているところでございます。

それから、ルートのお話が若干ございましたが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現時点におきましては、当初はもちろん、皆さんもご存じのように今の浦安市、あるいは千葉市側のほうで確保されている用地を結ぶ形でのルートというものがあつたわけですが、現時点では埋め立てを白紙撤回したということによりまして、ルート等も一応今の段階では未定であるという形の中で環境を守っていただく、そういう整合させていくということをお願いしているということでございます。 以上でございます。

谷藤議員。

交通量については確かに減っていると、しかし、渋滞は解消されていないというお話があつたんですが、この渋滞ポイントについての千葉県の資料によりますと、平成 12 年度と一番新しい千葉県の道路計画課からいただいた資料を比べましても、この高浜交差点、二俣交差点、特にこの市川の 357 号と交差する交差点は、大幅に渋滞が解消しているんです。恐らく立体交差などがされたりとか、それから経済の動向、人口の動向などいろんな影響があると思いますが、これ

もこの渋滞、現在も渋滞しているということ自体も以前と比べると大幅に解消しているということなんですが、この辺の認識もごございますでしょうか、もう1度お聞かせください

道路交通部長。

今既にご質問者のほうからお話がありましたように、そういう高浜立体や二俣立体というものが実現をしたことによりまして、そのポイントとしての渋滞は大幅に緩和されてきているというのは承知をしております。ただ、逆に全体の大きなネットワークで見たときに、今のままだでもう第二湾岸は要らないんだと言い切れるのかということに対しては、先ほど言ったネットワークということも視野に入れて判断をしていかなければいけないんだろうと思っております。

以上でございます。

谷藤議員。

最後にまとめます。政府は医療や介護などの社会保障費の自然増を抑制するという一方で、今徹底して構造改革を行っています。その一方で、今のような道路、橋、ダム、こういう土木建設関係の計画だけは正規化するのはおかしいよという声が多く世論になって、道路特定財源の一般財源化が大きな議論になってそういう方向になったわけです。財源、それから環境、いろいろな必要性そのものから、そういった角度から見直すこと、従来型の考え方の転換をすることが今時代の中で、特に社会保障費が大幅に抑制されている中で必要だということが今世論になっているのではないかというふうに思います。その点を、やはり地元としてもそういう立場から国に対して働きかけをする、そのことが必要だというふうに申し上げて、この質問は終わります。

次に、大きな2点目の浦安市川市民病院の民間移譲についての市の考え方について伺います。

市民病院の後継法人の最終審査と選定がもうすぐ、9月末ということですからもうすぐです。地域医療振興協会と木下会、この全国的にも大変大きな展開をしている2法人が手を挙げているというわけですがけれども、浦安市、市川市合わせて150億円近い市民の税金をつぎ込むわけです。つぎ込む以上は間違いのない選択をしていかなければならない、本当に今歴史的な大事な時

期だというふうに私は認識しております。　そこでお聞きします。

(1)、移譲の条件としての医療機能、小児医療、救急医療、周産期医療、高齢化に対応した医療を基本にするということになっておりますけれども、それに対応する診療科目として、小児科、小児外科、産科、そして周産期の医療など、絶対条件にその診療科としてもするというふうに理解していいのか。また、高齢化に対応した医療については、療養病床あるいは終末期医療、緩和ケアなどですね。これも具体的には考えているのか、考えていないのか、お聞かせください。

(2)、現在の市民病院の職員の処遇についてです。原則として、現在の職員を雇用することを条件にするということではありますけれども、先順位の質問に対して 67%の職員が条件がわかるまでは態度を保留にしていると、大変不安な状況に今いるということであります。この間視察あるいは勉強会でいろいろ状況を見てまいりましたけれども、民営化したところでは、お医者さんを確保するのが厳しいということで、医師の給与はどこでもアップしておりますけれども、医師以外はどこでも職員は給与ダウン、それも 13%から多くて 32%も給与がダウンをしているという大変な状況だということがわかりました。引き続きの雇用を求めるだけでは、職員の判断はできないわけです。職員の要望に沿った雇用条件、給与や労働条件など具体的に示すべきだというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

(3)、経営、財務などの情報公開と地域との意見交換会について定期的に行うことを条件とするとありますけれども、どのような形で要求していこうとしているのか。

(4)、協定内容不履行、約束が守られなかった場合に関する損害補てんについてどういうことが考えられるのか、市としての基本的な考え方を簡潔にお聞かせください。

保健スポーツ部長。

私のほうから市民病院移譲に関係します条件、選定基準、あるいは法人との協定内容についてご説明いたします。

まず、大きく 1 点目の移譲の条件と認定基準についてのうち、小児科、小児外科、産科、周産期医療は絶対条件にするのかというご質問にお答えいたします。

今回の後継法人の募集に当たり定めました浦安市川市民病院移譲先公募要綱には、高齢化に対

応じた医療、救急医療、そして小児医療、そして周産期医療の4つの医療について重点としております。診療科目などについては、具体的に記述しておりません。これは、具体的な医療機能については浦安市川市民病院再整備に係る検討委員会報告書を踏まえて提案することとしております。なお、検討委員会の報告書には、新病院において必要とされる11診療科目のうちには、小児科、小児外科、産婦人科が記載されております。現在、後継法人の選定に関しましては第2次審査を行っているところでございますが、審査対象となっております2法人とも第1次審査においては小児科、産婦人科の設置の提案がされております。しかし、小児医療、周産期医療の範疇の中でどの程度の医療を行っていくかということにつきましては、現在選定委員会において審査中でありますので、申し上げられないところでございます。ご理解いただきたいと思います。

次に、高齢化に対応した医療において、療養病床や終末期医療を考えていないのかということでございますが、今回の公募におきましては、現市民病院が許可を受けている一般病床340床、感染症病床4床のうち、一部休床となっている一般病床95床を再開し344床を稼働させることにより、従前から市民病院が担ってきました地域医療の確保を第一義に目指すところでございます。このため、療養病床については公募の条件とはしておりません。

また、次に終末期医療についてでございますが、検討委員会の報告書においては、高齢化医療対策の1つとして、主にごがん末期患者に対する医療提供を行うこととされております。しかし、この終末期医療は応募要綱においては重点としている高齢化に対する医療とは分けており、医療提供に関する方針、これは提出書類の様式の中に項目を置いておりますが、そちらに対して災害医療、感染症医療、透析医療、在宅介護支援等とともに、法人の考え方についての提案を求めているところではあります。

次に、現在の市民病院職員の後継法人による雇用を求めると同時に、条件も具体的に示すべきではないかというご質問でございますが、後継法人選定委員会における法人の選定に当たりましては、現在の市民病院に勤務している職員の雇用に関する考え方についても重要な審査項目としております。このため、応募要綱の中での条件ではありますが、2法人とも第1次審査で原則雇用すると提案されております。したがって、法人の職員の雇用や待遇についての考え方、その実行の可能性につきましては、選定委員会で慎重かつ十分に審査が実施されるよう、事務局とし

て責任を果たしてまいりたいと存じます。

また、雇用後の法人におけるさまざまな処遇の内容につきましては、応募要項において両市と後継法人が協議することとなっております。

次に、情報公開と意見交換会はどのような形でということですが、まず、情報公開についてですが、公募要綱におきましては、後継法人は、両市の要請に応じ経営、財務の状況等を報告しなければならないとしております。この経営、財務の状況等の報告といたしましては、具体的に申し上げますと、患者の動向に関する統計、病院経営上のさまざまな経営状況を示す指標、また財務状況に関する資料などが考えられます。また、意見交換については、公募要綱に後継法人は病院運営に関する意見交換会を定期的に行うこととしております。新病院について、経営状況や医療内容の成果について検証することにより、提供される医療の質の向上を目指していくものであります。意見交換会を定期的を実施することにより、後継法人に対してよりよい医療とするための提言などを行い、地域医療における市民要望の反映に向けて効果的に運営してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、新病院が市民にとってよりよく安定した医療の提供を行うよう、後継法人との十分な協議を進めてまいりたいと考えております。

協定内容のうち、不履行に関する損害補てんについてでございます。法人選定後、市川、浦安両市と後継法人候補者との間で、現市民病院の移譲時期あるいは患者の診療の引き継ぎに関する事項、あるいは新病院開院の予定時期、あるいは診療科目などについて基本協定を締結してまいります。この中で、医療機能の低下することの防止策として、協定内容不履行に関する損害補てん内容に関する事項を盛り込むこととしております。不履行の対応といたしましては、段階的な措置をとっていくものと考えております。提供される医療機能の低下が予想される段階では、浦安、市川の両市が勧告を行うなど、医療機能の低下を防ぐための手だてをとることを考えております。しかし、それでも医療機能の低下が確実となった段階では、不履行に対しての補てんを求めることが考えられます。これは、損害の程度に合わせ、例えば補助金の支払い停止や支払った補助金の返還、あるいは病院施設の無償譲渡まで、両市との協議において求めていくことになると思われま。

協定内容の不履行により病院機能の低下というようなことが市民の皆様にご迷惑がかかる、そういうような事態にならないよう、新病院が地域に果たす役割や重要性について後継法人に理解をいただき、その上で協定締結に際して十分な協議を行い、両市と後継法人との信頼関係を築くことが肝要ではないかと考えております。

以上でございます。

谷藤議員。

それでは、再度伺います。

医療機能と診療科についてですけれども、小児科と産科については提案されているけれども、私がお聞きした小児外科、それから周産期医療についてはまだ不確定だと、これからの話し合いによるんだというふうに聞こえましたが、そうすると、場合によってはできないということもあるということなのか、ここは絶対に譲れないという立場でいらっしゃるのかどうか、もう1度この点をお聞かせください。

それから、高齢化に対応した医療についても、療養病床や緩和ケア、ホスピスなど、これは考えていない、入っていないということなんですけれども、まさにこれが国の高齢者に対する医療費抑制策の中で、この点が全国的にどんどん撤退をして不足する、まさに不採算医療の分野だというふうに思うわけです。病院からやはり見放されて、受け入れてくれる福祉施設はいっぱいだし、料金がなくて行き先がない、行き場を失う、そういう医療難民をやはりこの市川でもつくることになるのではないかなというふうに改めて思ったところです。やはり自治体病院を引き継ぐわけですから、150億円の税金をつぎ込むわけですから、こうした政策医療をしっかりと要求していく、国の政策の中で本当に死角になってしまふところを、本当にそこを補っていく、そういうことが必要なのではないかと思うんですが、そういう姿勢で協議をしていく姿勢があるのかどうか、もう1度お聞かせください。

それから、職員の雇用についてですけれども、どうもはっきりしない、見通しのないご答弁のように聞こえました。協議をしていくということなんです、最終的にいつ協議の結果がはっきりするのかどうか、職員の皆さんがその協議の結果について納得できない場合は、自己責任で身

の処し方について考えてくださいということになってしまうのか。やはり公務員からいきなり切り離されるわけですから、場合によっては市で引き受けるというようなことも含めてしっかりと対応していただく、そういう努力を市では覚悟しているのか、その辺についてももう1度お聞かせください。

それから3点目の情報公開、それから意見交換会なんですけど、どうも今のご答弁をお聞きしていますと、だれに対して情報公開し意見を求めるのかというのがよく見えてきません。やはり見えないところで、知らないところでそういうことがやられてしまっただけではわからないわけですから、やはりきちんとした市民全体を対象とする情報の公開、それから意見の反映ができる仕組み、ホームページ、公聴会など、だれでもわかるような仕組みをつくるべきだというふうに思いますが、その点をきちんと要求していくのかどうかを含めてお聞かせください。

保健スポーツ部長。

4点についてお答えいたします。

まず、小児外科が絶対に譲れない条件なのかということですが、先ほども答弁いたしましたとおり、小児医療ということで重点的に置いております。結果、これからプロポーザルも行われるわけですが、両法人のほうから提案されてくる内容というふうにも考えられますし、また、ない場合についてそれは絶対協議しないのかということであれば、それは両市の間で今後必要というふうに考えているところもありますので、それは協議の対象となるというふうに考えております。

それから、療養病床につきましては先ほどもご説明いたしましたが、報告書の中では療養病床の必要性ということについて完全な記述ではなくて、どちらかというと在宅介護の支援という、そちらのほうの中で後方支援をしていく、そんな位置づけを提案してございまして、そういうもとで今後の病院の運営に関しての提案がありますので、その中で療養病床についても提案があればそのところを詰めていくということになるんだというふうに思います。

それから、職員のことですが、昨日も答弁いたしましたが、基本的には今病院組合のほうで、職員1人1人、非正規の方も含めまして全体のアンケートとか、あるいはヒアリングもし

ております。こういった中で方向性が示されておりますし、それから、今後両法人のほうから、選定後そちらの法人のほうから条件提示がされるわけで、その中を見ながら、できる限り間に立って支援をしていきたいというその気持ちは変わりません。

それから、最後のだれに対してこういった意見交換会、定期的なものを定めていくのかということでございます。こちらにつきましては、当然のようによりよい医療を進めていきたいということで、当然市民に対しましてホームページや広報等も使いながら、その中身について情報を広く示しながら、かつまた市民のご意見を反映していくということで進めていきたいというふうに思っています。そういう意味でも、協定の中でその位置づけとか定期的に開く内容、あるいは構成メンバーとか、そういったものを定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷藤議員。

医療機能ですが、協議の中で対象にしていくということですが、明確な、必ずこれは条件にするという姿勢がどうも見えてきません。小児科、小児外科、周産期医療ですね。協議次第ではこれは難しいということになってしまうのかなと大変不安に思ったところです。それから、高齢化に対応した医療についても、国の高齢者の医療費抑制の中で療養病床、終末期医療、こういう不採算の部門はどんどん削っていくという対象になってくところをどう自治体としてきちんとそこを補っていくのか、在宅、例えばこの間テレビでカンブリア宮殿というのでやっていましたが、養父市の八鹿病院では、在宅の対応の訪問看護の看護師さんを2倍にふやしたと。指定管理ですけども、2倍にふやして、在宅でも医療に近いものが受けられるようなそういうことで、医療難民をつくらない努力をしている、そういう新たな方策もきちんと位置づけようとしているのかどうかということもやはり大事な問題かなというふうに思うんです。そういうことをしっかりと、ここはできませんという協議の中で受けてもらえなければそれっきりということにならないように、ここだけは譲れないという市川市の強い姿勢をやはり示していただきたいというふうに思います。

時間がありませんので要望します。医師不足の問題、それから病院経営の困難さ、これが一番

公立病院の中でも深刻な問題です。これは国の医療費抑制策が最大の原因だということはもうはっきりしておりますけれども、民営化することによって、経営はさらに厳しくなると私は思います。職員の労働条件の強化、不採算部門の切り捨て、見直しですね。採算をとるためにそういう方向に行くのではないかなというふうに変な心配をしております。市としては、広報にしっかりとこれまで以上の医療を約束するような広報が出されたわけですから、市民に約束したことを必ず責任を果たすと、そのために情報公開もしっかり求めて事前のチェック体制も危機管理体制もしっかりととっていただくと、そういうことを要求するしかないんですが、ぜひもう民営化ありき、スケジュールありきの中で、協定では約束していただけたところだけをやっていただくということで、どんどん縮小することのないように強く要求しておきたいと思っております。

つぎに、市長、職員の海外出張のあり方について伺います。

市長の海外出張の回数、日数など、ここ数年大変拍車がかかっております。

そこで伺いますけれども、1点目として、市長と職員を含めた海外出張の出張先と日数、かかった経費について、5年間、今年度も含めて年度ごとに簡潔にお示しください。それから、市政のどこに生かされているのかについても簡潔にお聞かせください。

また、ことしの8月4日から14日まで11日間のスケジュール内容、それから公費で出張した人数、費用についても簡潔にお聞かせください。また、この11日間に自費で一緒に行かれた職員が6名、元特別職が1名いたというふうに聞いておりますけれども、それは事実かどうか。11日間も夏休暇をとって行く必要性、理由がどこにあったのかについてお聞かせください。そして、その手配はどこがしたのか、公務への影響はないのか、簡潔にお聞かせください。

文化国際部長。

それでは、海外出張についての幾つかのご質問にお答えします。

初めに、市長と随行職員の海外出張についてお答えいたします。

平成15年度は、パートナーシティ締結に向けた調査のため、ドイツ、ローゼンハイム市等へ5月に5日間、1%支援制度でハンガリー、ブタペスト市へ2日間、公式親善代表として中国楽

山市へ10月に8日間それぞれ出張し、随同行は延べ10人で、経費は234万2,460円でございます。市長の経費は64万3,740円でございます。共通経費といたしまして、156万7,190円でございます。

続きまして、平成16年度でございます。パートナーシティ締結のため、ドイツ、ローゼンハイム市へ7月に7日間、健康都市連合総会出席のためマレーシア、クチン市へ10月に5日間それぞれ出張し、随同行は延べ11人で、経費は350万3,765円です。市長の経費は100万9,976円、共通経費といたしまして106万7,072円でございます。

続きまして、平成17年度でございます。健康都市交通協定書締結のため、韓国原州市へ8月に4日間、市長の経費につきましては一部原州市が負担しております。IT戦略の関連で韓国江南区へ1月に3日間、健康都市連合、ASEAN健康都市合同会議出席のためマレーシア、クアラルンプール市へ3月に5日間それぞれ出張し、随同行は延べ11人で、経費は107万5,534円、市長の経費といたしまして40万4,383円でございます。共通経費は1万4,372円でございます。

続きまして、平成18年度でございます。公式親善代表団として、中国樂山市に6月に7日間、IT先進都市視察のため、韓国原州市と江南区へ7月に3日間、議長を初め市民親善団とともに、ドイツ、ローゼンハイム市等へ8月に4日間訪問、健康都市施策についてフランス、レンヌ市等へ3日間、健康都市連合第2回総会及び大会出席のため、中国蘇州市へ10月に5日間それぞれ出張し、随同行は延べ19人で経費は523万6,680円、市長の経費は154万7,980円です。共通経費といたしまして112万252円でございます。

続きまして、平成19年度でございます。韓国江南区からの招待により、江南区健康都市大会へ6月に4日間、ブラジル千葉県県人会結成50周年、移民事業100周年前夜祭の千葉県市長会の代表といたしまして式典参加と、中学生サッカー交流10周年視察のため、8月、ブラジル、リオデジャネイロ市とサンパウロ市へ12日間、費用は千葉県市長会の負担としております。また、WHO健康都市理事都市会議フォーラム出席のため、オーストラリア、ゴールドコースト市へ9月に3日間、WHOヨーロッパ地域健康都市実務会議出席のため、フランス、レンヌ市へ10月に4日間、健康都市国際シンポジウム出席等のため11月に韓国原州市に4日間、光州広域市東区へ1日間、江南区へ1日間、韓国晋州市からの招待により、晋州市健康都市国際会議の出

席のため1月に3日間、韓国につきましての経費はほぼ各都市で負担しております。随行は延べ15日で経費は587万9,439円、市長の経費は196万6,329円、共通経費は110万4,809円でございます。

平成20年度は、韓国ソウル市へ招待を受け、世界電子政府市長フォーラムに参加するため7月に4日間、市長の経費につきましてはソウル市で負担しております。8月には盟約書の調印等でドイツ、ローゼンハイム市へ5日間、文化施策並びに子供の読書運動視察のため、イタリア、ボローニャ市へ2日間、フィレンツェ市へ2日間それぞれ出張し、随行は延べ5人で、経費は123万1,613円、市長の経費は111万2,720円でございます。特に、職員の随行におかれましては、できる限り多くの職員に視察する機会を与えるため、同一者でないよう努力しているところでもあります。また、1人でも多く同行するため、市長みずからの航空機種はビジネスからエコノミーに変わったこともございます。

次に、今回の出張についてご説明いたします。先月8月4日から8月14日にかけて、本市とパートナーシティであるドイツ、バイエルン州ローゼンハイム市とイタリア、ボローニャ市、フィレンツェ市を市長と国際交流担当職員が訪問、視察してまいりました。

そこで、今回の訪問の目的でございますローゼンハイム市長より、平成16年に取り交わしました盟約書の交流内容で、両市民の相互理解が深められる交流について、より具体的に明文化した文書を取り交わしたいとの要請がございました。そのことから、新たに中学生交流、文化交流、スポーツ親善試合、余暇活動における青少年交流、教育・学校機関の交流、経済及び観光面での交流の具体的な交流項目を加え、今後推進し、充実させ、定期化させることを両市で合意いたしました。ローゼンハイム市の訪問では、盟約書調印のほかローゼンハイム市の幹線道路5カ所に設置された市川市の紋章を印刷したパートナーシティ案内板の除幕式の参加を初め、2010年にローゼンハイム市で開催されますガーデンショーの日本庭園や茶室の建築、会場入り口の広場を事業終了後には市川広場と命名するなど、意見を交わしてきております。茶室の建設につきましては、昨年ローゼンハイム市工科大学の教授と学生が茶室について学んだ結果の発表を聞くとともに意見交換をするなど、今後の交流について話し合っただけでございました。

また、かねてから青少年交流の場を見てほしいとの依頼がありまして、ローゼンハイム市にホ

ームステイをしております市内中学生を訪問し、ステイ先の皆様との意見交流を行いました。また、少年サッカーチームが今年度よりローゼンハイム市との交流になりましたので、合宿状況や試合を視察してまいりました。あわせて、本市では多くの文化的遺産や歴史的遺産を保存、継承、活用したまちづくりを目指した街かどミュージアム構想を推進しておりますことから、ヨーロッパの中でも歴史と文化、芸術を持ち合わせた都市でありますイタリアのボローニャ市、フィレンツェ市を訪問視察いたしました。特に、ボローニャ市につきましては、一昨年より始まりました井上ひさし氏の提唱によりますよみっこ運動の原点と言われる運動についての視察を初め、ボローニャ市の独自施策について意見交流と現状を視察してまいりました。費用につきましては166万2,985円を支出しております。

次に、今回の訪問視察に職員などが参加、同行したことについてお答えします。今回の訪問視察には、市長と国際交流担当職員のほかに、職員など7名が参加いたしました。このことにつきましては、今回市長がローゼンハイム市を公式訪問することになり、以前からローゼンハイム市との友好交流事業に関係があった幹部職員や海外都市交流や海外のすぐれた施策などに興味を持った幹部職員から一緒に訪問したいとの依頼があり、私費で参加したものであります。私費の負担につきましては、それぞれ公式以外の場所を訪問した参加者もいることからはっきりとした金額は承知しておりませんが、渡航費や宿泊、交通費だけでも50から60万円ぐらいと聞いております。

次に、市長の海外出張に際して公務に支障が生じないかというご質問にお答えいたします。本市におきましては、市長の職務代理者の設置に関する基準といたしまして、市長が海外渡航を行う場合について必要な事項を定めております。これにつきましては、海外渡航の目的、場所等により公務に支障を来さないためのものでございます。この基準では、職務代理を設置する要件といたしまして、渡航期間が14日を超える場合、通信手段が整備されていない地域に渡航する場合、その他特段の理由がある場合と定められております。したがって、本件の場合には渡航期間が8月4日から14日までの11日間であること、渡航先と本市との間で十分通信手段が確保されていることから、職務代理を置かずに処理しており、また、随時連絡をとり合い調整を図ってまいりましたことから、公務への影響は生じないと考えております。また、私費参加者の手配

につきましては、公式にかかわることは国際交流課担当が行っております。

今回のローゼンハイム市訪問視察につきましては、8月25日から29日までの1週間、本庁1階多目的ホールにおきまして、ローゼンハイム市、イタリア、ボローニャ市、フィレンツェ市の訪問の経緯、目的、内容についてパネル展示を行いました。ホームページにおいても市長の動向及び国際交流情報で市民の皆さんに報告しているところでございます。また、このパネルの様子につきましては、9月6日から9月12日までテレビ市川の「マイタウンいちかわ」でも放映しているところでございます。以上でございます。

総務部長。

私のほうからは、部長と幹部職員が自費参加したことによります職員の公務の影響につきまして私のほうから答弁させていただきます。

今回の幹部職員のローゼンハイムへの自費での参加につきましては、それぞれの職員が年次休暇を利用して行ったものでございます。本市では、7月、8月、9月の盛夏期間におきましては年次休暇を計画的に使用し、心身のリフレッシュを図ることとしておりまして、管理職が率先して連続休暇を取得するよう努め、一般の職員にも連続休暇を取得しやすい職場の環境を整えたいということで推奨しているものでございます。むろん年次休暇でございますので、事前に上司の承認を受けておりますが、その際は職務に支障のないことを確認した上で休暇の承認をしているところでございます。また、事務決裁規程上におきましては、決裁者が不在の場合には、あらかじめ定められた下位の職の職員が代決することができるとされてございます。この点でも業務に支障のない体制を構築しているところでございます。

したがって、今回のケースにおきましても、下位の職員との業務調整を行った上で休暇を取得したものでございまして、業務に支障が出たとは聞いてございません。私ども総務部門といたしましては、第一義的には仕事への影響を考えた上ではありますが、職員が連続した休暇を取得することで疲労の蓄積防止、あるいは心身ともにリフレッシュした中で新たな気持ちでこれからの仕事の活力を養っていただく、そういう意味からも、今後とも職員には連続休暇の取得の推奨に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

谷藤議員。

再質問をいたします。

海外出張の回数、日数ですが、大変多いというふうに私は改めて痛感いたしました。海外出張が市政に活かされているのかどうかということについて職員組合がアンケートをとったそうですけれども、「活かされているとは思わない」が43%、「余り思わない」が19.8%、6割以上の方が否定的な回答を寄せています。また、財政難だ、経費削減だと毎年人員削減、この間10年間で600人削減してきたわけですけれども、毎年人員削減され、市民からのたくさんの苦情や要望にこたえるための予算も不十分でストレスが拡大している。市民には説明がつかない、精神疾患の職員さんが休暇の半分ぐらいということですから大変な状況で、市民に説明がつかないといった声が寄せられています。確かに市民からすれば、今医療、介護、そして増税など、相次ぐ負担増、年金天引き、物価高、非常に生活不安が広がっているわけです。市の窓口や電話でも苦情が殺到しているわけです。そこで再度伺いますけれども、こうした市民感覚からすれば、この海外出張は多過ぎるとは思わないでしょうか。自粛するのは当然ではないかというふうに思うんですが、認識についてお聞かせください。

2点目に、市長の交際費、大変細かくホームページには掲載されておりますけれども、この海外出張ももう少し細かく、交際費と同じくらい細かくきちんとホームページに公開して、市民に意見を求めてみてはいかがでしょうか、お聞かせください。

次に、幹部職員の私費での参加についてです。ことし8月、11日間ドイツ、イタリアの出張を公費が2人、私費7人と、5人ここにいらっしゃるようですけれども、まさに市の中枢に位置する幹部職員の面々の皆さんです。これはまさに出張でもなく、旅行でもなく、何と言ったらいんでしょうかね、何と表現したらいいかわかりませんが、11日間のスケジュールの内容は、今の報告ですと交流ということです。それぞれの職務に反映させるためという説明はつかないわけですから、私費で行かざるを得ないということになったんだろうというふうに思います。

ところが、この私費参加者の宿泊先、飛行機の手配など、これは今よく聞こえませんでしたけれども、国際交流が手配したというふうにおっしゃったかと思うんですが、公費で行くスケジュールと合わせてすべて手配をし、行動もともにしたということです。そうしますと、これはまさ

に公私混同ではないでしょうか。こうしたことは、別に珍しいことじゃないということなんですか。今までもこういうふうに使われていたということですか、お聞かせください。

それから、公務への影響はないという今説明がありました。市長を初め市の中核幹部の皆さん、11日間連休をとって遠い海外に行ってしまう、これで全く影響がない、いざというとき、何かあったときに危機管理体制、責任ということで問われない、そういうふうに使われているのでしょうか。

それから具体的なことでもう1つ気になることがあるんですが、公務への影響ですが、9月の補正予算に職員と協議をしないままに市川駅南口再開発ビルでの窓口業務の一部委託が計上されました。これは、職員組合と協議をする責任者である部長さんが、この11日間私費で海外視察じゃなくて何ですかね、旅行でもない、出張した後、体調を崩して議会直前まで休暇をとって、議会前の協議ができずに議会に上程したということで、職員組合の皆さんに陳謝をしたということですが、これはまさに公務への影響だという認識ではないんですか。明確にお答えください。

企画部長。

私のほうから2点お答えいたします。

海外出張の自粛の方向はないかということですが、職員組合のアンケートでは6割以上の方がいろいろ意見を言っているというようなことですが、この効果ですが、先ほど文化国際部長が答弁しておりますように、大変いろんな海外出張での効果というのは上がっており、これは市民の皆さんも認識しているところではないかと思えます。例えば、ことしになりまして韓国のソウルでITの電子政府の市民フォーラムに参加をしたわけですが、これが横浜とか浜松の政令指定都市の市長さんも参加していたというふうに聞いております。ここでも市長みずから発言して、非常にこの会議に対して貢献をしたということで、市川にとっても大変名誉なことでもあったというふうに思えます。また、ローゼンハイムの盟約書ですが、両市の一層のきずながここで深まったということで、両市民にとっても大変有意義なことではなかったかと思えます。また、今まで市川のブランド力の中心

となっている施策といいますとこういったものがほとんど、海外出張からも随分得られているものがございます。例えば、先ほども申しましたが健康都市の推進、これはヨーロッパのフランスのレンヌ市に行った例とか、それから1%支援制度、非常に全国から注目されている制度でございますけれども、これもハンガリーに訪問したときのこと、また、e-モニター制度の創設というのも韓国の江南区、こういったところからの影響を受けているものでございます。

市川市を国際的にPRするよい機会で、市川市としてのブランド力にも役立っているというふうに認識しております。

また、2点目の同行経費をホームページで公開するというところでございますけれども、先ほども申し上げましたように、市長の海外出張は帰国後速やかにいろいろ多目的ホールでも展示をしたところでございますけれども、そのほかにホームページでも8月27日にアップいたしまして、ローゼンハイム市の訪問報告書という形で載せております。経費については、今後可能な限り公開できるよう検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

文化国際部長。

私からは、公私混同ではないかという部分でございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、ローゼンハイム市を公式訪問することになったことについては、幹部職員や海外のすぐれた施策に興味を持っている方とか、そういう形の中で今回は募集というか、そういう形で行っておるものです。そういうことからしますと、プライベートで行く職員については、しっかりそれは分けられていると理解しております。

また、手配についてでございますが、確かにローゼンハイムでは公式訪問と一緒に行動を一部しました。そういう部分については当然仕事の中でやっておりますけれども、それ以外の部分については仕事以外の場所でやっているということで、公私混同ではないと理解しております。

以上でございます。

総務部長。

私のほうから2点お答え申し上げたいと思います。

まず、危機管理面の問題でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたとおり、今回公務外で海外を訪れた職員につきましては、事前に年次休暇の取得決裁と申しますか承認を受けて参加しております。当然、当該期間内の公務への影響を初めとしまして、危機管理面につきましても影響がないかどうか上司が確認した中で許可しているところでございますので、万が一の場合につきましては、いわゆる組織がきちんと対応することは可能であるということが判断されて許可されたものでございます。

それともう1点、組合の交渉の関係で、海外出張と申しますか、今回海外に行った幹部職員がその後体調を崩したということで、これが直接的に海外に行った影響かどうかということにつきましては、結びつくかどうかというのはわかりませんが、それを結びつけることにつきましては、ちょっと私どもとしては理解ができないところでございます。

以上でございます

市長。

私にも関することなので、私からも答弁させていただきたいと思います。

まず、組合のアンケートの結果というふうなお話がありましたけれども、組合新聞が私が帰ってきてすぐに出されました。その新聞の第1の見出しが、市長海外旅行になっておりまして、そういうふうな出し方でアンケートをとられた場合、旅行してきたという意識しかないのではないかなど。実質的に、先ほどご説明させていただいたようなローゼンハイム市との内容だとか、これについて何ら細かいことが書いていなく、それについてのアンケートが6割あったからというふうな一方的な見方は誤りなのではないのかなというふうに私は感じております。もう少し私が帰ってきてから——毎日の午前中、午後の写真で、多目的ホールで説明をさせていただいた、目的、そして効果についての写真展というものをすぐに開催させていただいているわけですから、それを見た結果についてのアンケートというのでしたらまだ理解ができるころでもあります。

また、そのほかにおいても、私自身ホームページでその内容を細かく詳細に出しているつもり

であります。ですけれども、もっと詳細に出せというのでしたら詳細に出したいというふうにも考えているところでありますし、また、CATV、テレビも通じながら視察についての内容を報告しているつもりでもあります。

また、今回は5年間において大変多いのではないかなというご意見もありましたけれども、ことしWHOの国際健康都市大会を開催するに当たりまして、例えば韓国からですと、韓国のWHO健康都市の開催の仕方、支部づくりだとか、そういうものについての指導をいただきたいということで、私は何度も招請を受けまして、韓国の向こうの都市の費用で行っております。ただ、1人で行くわけにはいきませんので、やはり随行を連れていくとかそういうこともございましたし、その結果、多くの少年野球の交流であるとか、先ほど説明した以外にも幾つもの成果をつくり出してきているというふうに私は思っております。

また、職員の自費での海外旅行は、ほかの国においては職員を海外に行かせるというようなこともしておりますし、また、長期に休暇をとることの大切さということは、職員の健康上大切だと考えております。

以上であります。